

特定生産緑地指定同意・合意書

令和〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 川 崎 市 長

印鑑登録したもの

権利者が複数の場合、権利者毎に1通作成します(例:3人で共有の場合、同意書は3通)。

権利者が第1号様式の申出者の1人の場合でも、第2号様式の同意書1通は必要です。

(郵便番号) 213-0015

住所 川崎市高津区梶ヶ谷 2-1-7

氏名 川崎 太郎

電話 044 (860) 2461

川崎印

次の生産緑地について、生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項に基づく特定生産緑地の指定の申出・提案に同意・合意します。

生産緑地番号	所在及び地番	登記面積(㎡)	権利の種類
		申出・提案面積(㎡)	
高津 888	川崎市 高津 区 梶ヶ谷△△番1	1008	所有権・抵当権
		1008	その他()
高津 888	川崎市 高津 区 梶ヶ谷★★番2	350	所有権・抵当権
		297	その他()
高津 902	川崎市 高津 区 梶ヶ谷●●番	568	所有権・抵当権
		568	その他()
	川崎市 区		所有権・抵当権
			その他()
			所有権・抵当権
			その他()
	川崎市 区		所有権・抵当権
			その他()
	川崎市 区		所有権・抵当権
			その他()
	川崎市 区		所有権・抵当権
			その他()

もしも抵当権が設定されている筆の場合には、抵当権者の同意書も別途作成が必要です。

この同意書の権利者(ここでは太郎さん)がこの筆に持っている権利に丸をつける。

- 注) 1 同意・合意書は、権利者ごとに作成してください。
- 2 権利者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 相続税及び贈与税の納税猶予を受けている生産緑地について、税務署長が抵当権者となっている場合には、川崎市が手続きを行いますので、同意・合意書は不要です。